新型コロナウイルス感染症の影響による 資金繰り等でお困りの事業者の皆様へ

当組合は、事業者の資金繰り支援に迅速かつ柔軟に取り組んでいますので、最寄りの営業店窓口へ積極的にご相談ください。

【店舗一覧】

【店舗一覧 			
地区	店名	住 所	電話
	本店	〒370-0824 高崎市田町125	027-322-2301
	箕 郷 支 店	=270, 2105, 京岭本博克町700	027-371-3552
	群馬町支店	〒370-3105 高崎市棟高町709	027-373-6711
高崎市	沖 支 店	〒370-0086 高崎市沖町122-1	027-343-6053
	倉 渕 支 店	370 0000 同岬	027-378-3210
	群 南 支 店	〒370-0035 高崎市柴崎町928	027-352-1122
	新 町 支 店	〒370-1301 高崎市新町2811	0274-42-1201
	★ 吉 井 支 店	〒370-2107 高崎市吉井町池81-1	027-387-2851
	★ 前 橋 支 店	〒371-0801 前橋市文京町1-31-16	027-223-3232
前橋市	★ 前 橋 北 支 店	〒371-0044 前橋市荒牧町1-45-3	027-233-3222
	総 社 支 店	〒371-0852 前橋市総社町総社1127-1	027-251-7526
伊勢崎市	東群馬営業部	〒370-0124 伊勢崎市境315-5	0270-74-0630
رار المه حج درا	伊 勢 崎 支 店	〒372-0024 伊勢崎市下植木町5-8	0270-23-5222
	尾島支店	〒370-0401 太田市尾島町537-1	0276-52-1235
	太田宝泉支店	〒373-0034 太田市藤阿久町613-2	0276-31-4806
太田市	新 田 支 店	〒370-0321 太田市新田木崎町930-4	0276-56-1414
жыл	藪 塚 支 店	1 0.0 002. XXIIII WALIN 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	0277-78-8877
	高 林 支 店	〒373-0861 太田市南矢島町449-1	0276-38-3111
	館 林 支 店	TOTO COOK MENTINGENERAL TO T	0276-73-4515
沼 田 市	沼 田 支 店	〒378-0053 沼田市東原新町1836-7	0278-24-3232
	渋 川 中 央 営 業 部	〒377-0008 渋川市渋川1305-13	0279-22-3232
	★ 伊 香 保 支 店	〒377-0102 渋川市伊香保町伊香保560-12	0279-72-3250
渋 川 市	子 持 支 店	〒377-0203 渋川市吹屋509	0279-25-1515
	★ 赤 城 支 店	〒379-1126 渋川市赤城町三原田823-8	0279-56-3232
	★ 赤城支店北橋出張所	〒377-0062 渋川市北橘町真壁2321-3	0279-52-3232
藤岡市	藤岡支店	〒375-0024 藤岡市藤岡841-5	0274-22-1241
73 1-3 110	★ 鬼 石 支 店	〒370-1401 藤岡市鬼石392-3	0274-52-3411
みどり市	大間々支店	〒376-0101 みどり市大間々町大間々1516	0277-73-2321
北群馬郡	吉 岡 支 店	〒370-3603 北群馬郡吉岡町陣場253-2	0279-54-2191
	中之条支店	〒377-0423 吾妻郡中之条町伊勢町甲858-1	0279-75-3003
	草津温泉支店	〒377-1711 吾妻郡草津町草津447-2	0279-88-2644
吾妻郡	長 野 原 支 店	〒377-1304 吾妻郡長野原町長野原192-1	0279-82-2488
그 중 111	北軽井沢支店		0279-84-3003
	嬬 恋 支 店	〒377-1612 吾妻郡嬬恋村大前771-2	0279-96-0531
	★ 原 町 支 店	〒377-0801 吾妻郡東吾妻町原町620-1	0279-68-2731
佐 波 郡	玉 村 支 店	〒370-1132 佐波郡玉村町下新田295-2	0270-65-7272

[★]印は、9:00~11:30、12:30~15:00 の業務取扱時間となります。

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける 中小・小規模事業者向け主な支援策 【2020.9.16時点】



1 経営安定に向けた融資制度 (県)

実質無利子※1・無担保・据置期間最大5年融資、保証料半額又はゼロ



「新型コロナウイルス感染症対応資金」

融資対象者	│セーフティネット4号、5号、危機関連保証に対応した要件を満 │たす個人事業主、中小企業者
対象資金	経営の安定に必要な事業資金(設備資金・運転資金)
融資限度額	4,000万円(6/22保証申込受付分から適用)
融資期間	設備資金 10年以内(うち据置期間 5 年以内) 運転資金 10年以内(うち据置期間 5 年以内)
融資利率	年1. 1%以内 ◆以下の要件を満たす場合、利子補給・保証料補助を実施 □個人事業主(事業性のあるフリーランス含む、小規模のみ) ・売上高5%以上減少・・・利子・保証料を全額補助 □小・中規模事業者 ・売上高5%以上減少・・・保証料を1/2補助 ・売上高15%以上減少・・・利子・保証料を全額補助 ※1 利子補給は当初3年間が対象です。 (一旦お支払いいただいた後、相当分を返金いたします。)
申込先	県内に本・支店がある銀行、信用金庫、信用組合

※従来の「経営サポート資金【新型コロナウイルス感染症<u>対策</u>資金】」(金利1.1%・保証料補助)も継続して運用しております。既にこちらをご利用の方についても、要件を満たせば「<u>対応</u>資金」への借換が可能です。

相談窓口:経営支援課金融係 電話:027-226-3332 平日:8:30~17:15

【総合相談窓口】感染症対策県内企業ワンストップセンター

電話、FAX、メールによる相談に、県職員が対応します(無料)
相談内容

支援金、資金繰り、雇用、自粛要請、受発注取引、技術開発、職業訓練などに関する事業者や従業員からの相談

電話 027-226-2731 FAX 027-223-5470
(県産業政策課内)

電話 027-226-2731 FAX 027-223-5470
平日:8:30~17:15
メール kigyou1@pref.gunma.lg.jp

本チラシに、県・国等の主な支援策を記載しています。また、このチラシの最新版を県ホームページからダウンロードできます。(上部QRコード参照・http://www.pref.gunma.jp/06/g01g_00041.html)

2 経営安定に向けた融資制度(国)

国で用意した資金繰り支援策(主なもの)について、以下のとおり紹介します。 詳細及びその他の支援策については、経済産業省の支援策パンフレット(QRコードより参照)でご確認ください。



主な条件等		資金名等	概要	相談窓口
売上高 5 % 全業種 以上減少 (5月1日~)		セーフティネット5号	・借入債務の80%を信用保証協会が保証 ・2.8億円 ・要件を満たせば保証料・金利ゼロの対象	民間金融機関信用保証協会
	指定なし	新型コロナウイルス感染 症特別貸付	・中小事業6億円、国民事業0.8億円(7月1日から拡充) ・設備20年、運転15年、うち据置5年以内 ・要件により利子補給	日本政策金融公庫
	小規模事業者	新型コロナウイルス対策 マル経融資(拡充)	・1,000万円 ・設備10年(据置4年)、運転7年(据置3年)以内 ・要件により利子補給	日本政策金融公庫
売上高15%以上減少 危		危機関連保証	・借入債務の100%を信用保証協会が保証 ・2.8億円 ・保証料・金利ゼロの対象	民間金融機関信用保証協会
売上高20%以上減少 ・		セーフティネット4号	・借入債務の100%を信用保証協会が保証 ・2.8億円 ・保証料・金利ゼロの対象	民間金融機関信用保証協会

3 持続化給付金・家賃支援給付金(経済産業省)

事業の継続に使える給付金が支給されます。(申請が必要です。)

区分	持続化給付金	家賃支援給付金	
給付額上限	法人:200万円 個人事業者:100万円	法人:600万円 個人事業者:300万円	
対象条件	・売上が前年同月比で50%以上減少 した月がある者。	賃料を支払い、以下の①か②に該当する者。 ① 1か月の売上が前年の同じ月と比較して 50%以上減少 ② 連続する3か月の売上合計が前年の同じ期 間の売上合計と比較し30%以上減少	
・中堅企業、中小企	P業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者、	医療・農業・NPO・社会福祉法人等も幅広く対象となります。	
相談ダイヤル	持続化給付金事業コールセンター 0120-115-570 [IP電話専用回線 03-6831- 0613] 受付時間 8:30~19:00 7月から12月 (日から金曜日)	0120-653-930 受付時間:8:30~19:00(全日) 申請サポート会場(完全予約制・0120-150- 413)受付時間:9:00 ~18:00(全日) 前橋ホテル、ホテルモンテローザ太田、沼田商工会館、 伊勢崎商工会議所、 桐生商工会議所、	

4 雇用調整助成金の特例措置の拡充 (厚生労働省)

緊急対応期間(4月1日から12月末まで)、以下の特例措置が実施されます。

対象事業者影響を受ける事業者(全業種)対象労働者雇用保険被保険者でない労働者の休業も含める助成率(上限15,000円)4/5(中小企業)・解雇等を行わない場合10/10(中小企業)支給要件等詳細は、QRコード(厚生労働省)からご確認ください。相談窓口・群馬労働局(職業対策課)027-210-5008 平日:8:30~17:15・ハローワーク・学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンターの120-60-3999 9:00~21:00(土日・祝日含む)

申請手続きに関する支援事業(県) "無料で支援します"

事業内容

・雇用調整助成金申請手続きの負担軽減を目的として、社会保険労務士が御社を訪問し、相 談、助言及び提出書類の書き方指導を、無料で実施。

利用方法



- ・県ホームページから申込書をダウンロードして必要事項を記入の上、メールか郵送、 FAXで県労働政策課あて提出してください。
- ・提出先は県ホームページ掲載のチラシをご覧ください。(左記QRコード)
- ○問い合わせ 県労働政策課 027-226-3402 平日:8:30~17:15

5 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

休業中に賃金(休業手当)を受けられなかった方に、支援金を支給します。(申請が必要です。)

対象者

令和2年4月1日から12月末までの間に事業主の指示を受けて休業(休業手当の支払いなし)した中小企業の労働者の方

支給要件等

相談窓口



詳細は、QRコード(厚生労働省)からご確認ください。

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター 0120-221-276 受付時間:月~金8:30~20:00 土日祝8:30~17:15

6 雇用を守る出向支援プログラム (産業雇用安定センター)

雇用シェア(在籍型出向制度)を活用して一時的に休業している労働者の雇用を守ります。

対象事業者	新型コロナの影響により一時的に雇用過剰となった企業	
対象労働者	雇用保険被保険者	
支援内容	人手不足企業への出向のマッチングを無料で実施	
相談窓口	(公財)産業雇用安定センター群馬事務所 027-255-2586 平日:9:00	0∼17:00

7 新型感染症BCP策定オンライン講座

対象者	県内中小・小規模事業者(対象業種:製造業、小売業、	宿泊業、飲食業)
概要	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける県内中小・/ 業種別の新型感染症BCPを策定する講座をオンライン	
日程	[製造業] 8/26(水) [小売業] 9/8(火) [宿泊業] 9/16(水) [飲食業] 9/24(木)	詳細はQRコード ************************************
問い合わせ	電話(経営支援課)027-226-3336	ご確認ください 2017 1000 100

8 納税の猶予制度等

新型コロナウイルス感染症の影響により、税を一時に納付することができないときは、 法令等に基づき、**申請により納税の猶予を受けることができる場合があります。**

税の区分	相談窓口 (条件、申請に必要な書類等について相談できます。)
国税	国税局猶予相談センター 048-615-3007
県税	行政県税事務所
市町村税	市役所・町村役場の税務担当課
w+m++	・は、小学物人なるナリンはマについても担談も巫はははています。



※市町村によっては、水道料金等の支払い猶予についても相談を受け付けています。

9 公設試験場の手数料減免

中小企業の経済的負担軽減のため、 手数料の減免を行います(要申請)。

減免率	100% (無料) ※自社製品の依頼試験等に限ります。
対象手数料	産業技術センター:「依頼試験手数料」 繊維工業試験場 :「依頼試験・依頼加工手数料」
対象者	事業活動に影響を受け、国・県・市町村が実施する公的制度融資(新型コロナウイルス感染症特別貸付(国)・感染症対策資金(県)・感染症対応資金(県)等)を利用している県内中小企業者(減免金額に上限があります)
問い合わせ	産業技術センター(企画管理係)027-290-3030 _{(平日} 繊維工業試験場(技術支援係) 0277-52-9950 8:30~17:15)

(準備中) ニューノーマルの実現に向けた支援策

「新しい生活様式」に対応する事業者に向け、各種支援策を準備しています。詳細の発表まで 少しお待ちください。

事業名	概要(予定)
オンライン販路開拓 支援強化事業	県内ものづくり中小企業の優れた技術や製品のPR及びマッチングを支援するため、WEB上に バーチャル展示場を構築します
問い合わせ	電話(地域企業支援課)027-226-3359

10 テレワーク導入促進補助金 (国・県)

国(厚生労働省)、県では「働き方改革推進支援助成金(新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース)」、「群馬県テレワーク導入促進補助金」により**最大75%の補助**を行い、中小企業のテレワーク導入を支援します。

対象者 新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークを新規で導入する中小企業事業主(労働者災害補償保険の適用中小企業事業主であること)

助成対象取組 テレワーク用通信機器※1の導入・運用、就業規則・労使協定等の作成・変更、労務管理担当者に対する研修、労働者に対する研修、周知・啓発、外部専門家(社会保険労務士など)によるコンサルティング等※1パソコン、タブレット、スマートフォンの購入費用は、助成対象になりません。

補助率等 国補助率:1/2 (上限額:100万円)
県補助率:1/4 (上限額:50万円)※ 国助成金の支給決定が必要

支給要件等 詳細は、QRコードからリンク先で ご確認ください。

電話(県労働政策課)027-226-3404 🖁 👸



11 テレワーク導入セミナー (県)

県では、新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念される中、事業所に集まらなくても業務を遂行できるよう、テレワーク導入に関するセミナーを定期的に開催し、中小企業等のテレワーク導入を支援します。

導入を支援します。 テレワーク導入を検討している県内中小企業、小規模事業者等 対象者 セミナー概要 ①テレワークステップアップセミナー(オンライン) 企業経営者や社内担当者を対象に、テレワークの導入から定着させるまで をわかりやすく解説するセミナー ②労務管理見直しセミナー(オンライン) テレワークを導入するにあたり、新規作成や変更が必要な社内規程・ルー ルの作り方などを社会保険労務士の講師がわかりやすく解説するセミナー ③体験型セミナー(体験会) テレワークを実際に体験できるセミナー ※希望者には個別支援を行います。 令和2年8月~令和3年2月まで定期開催 開催期間 ※開催日程の詳細は申込サイトからご確認ください。 申**回を表記** 込むの表記 サインのと 馬機器 問い合わせ 詳細は、QRコードからリンク先で ご確認ください。 申込受付電話(令和2年度群馬県 テレワーク導入セミナー運営事務局) 027-253-2461

12 ストップコロナ!対策認定制度

業界団体等が作成したガイドラインに基づき、<u>感染症対策を行った小売や飲食サービス業等を</u> **営む県内の事業者**を県が認定します。

営む県内の事業者 を県が認定します。		
対象者	業界団体等が作成したガイドラインに基づき、感染症対策を行っ た小売や飲食サービス業等を営む県内の事業者	
申請期間	第1次受付:令和2年7月17日(金)~27日(月) 第2次受付:令和2年8月17日(月)~31日(月) 第3次受付:令和2年9月16日(水)~30日(水) 以降、毎月受付予定(~R3年1月末まで)	
認定メリット	①認定ステッカーとポスターでのPR②県ホームページに店舗名、所在地等を掲載③ニューノーマル創出支援事業の活用が可能(詳細は次項)	
認定の流れ	①対象事業者が「 感染症対策 」を実施 ②認定申請書を商工団体または県へ提出 ③商工団体または県が店舗の「現地調査及び事前審査」を実施 ④県が、審査結果を基に認定	
申請先	中小・小規模事業者:商工会議所または 商工会連合会 中小・小規模事業者以外:県経営支援課	
問い合わせ	 電話(経営支援課) 027-226-3342 E-mail (経営支援課) keieika@pref.gunma.lg.jp FAX (経営支援課) 027-223-7875 ※電話の集中を避けるため、メールでのお問い合わせにご協力願います。 ※事業の詳細、申請書様式等は、QRコードから確認できます。 	
	→ ご利用いただく皆様や地域のため 〈 For the safety of our customers and our community.	





13 ニューノーマル創出支援事業

ニューノーマルの視点から、ストップコロナ!対策認定を取得した中小・小規模事業者が連携し、**新たに実施するモデル的な商業活動を支援**します。

対象者	「ストップコロナ!対策認定制度」の認定取得事業者で構成される県内中小/小規模事業者のグループ(3事業者以上)
申請期間	第1次受付:令和2年8月12日(水)~令和2年8月28日(金) 第2次受付:令和2年9月14日(月)~令和2年9月25日(金) 第3次受付:令和2年10月12日(月)~令和2年10月23日(金)
補助率	補助率:3/4以内(上限1,000千円)
対象事業	認定を取得した 他の事業者と連携して取り組む新規事業 ※ハード事業は対象外
事業実施期間	令和2年4月7日(火)~令和3年1月31日(日) ※既に実施済みの事業も対象となります。
問い合わせ	 電話(経営支援課) 027-226-3342 E-mail (経営支援課) keieika@pref.gunma.lg.jp FAX (経営支援課) 027-223-7875 ※電話の集中を避けるため、メールでのお問い合わせにご協力願います。 ※事業の詳細、申請書様式等は、QRコードから確認できます。